

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

令和 8（2026）年 5 月 11 日（月）から同月 21 日（木）にかけて開催された第 48 回南極条約協議国会議において、環境保護に関する南極条約議定書に基づき南極特別保護地区が新たに指定されるとともに、南極特別保護地区における活動の許可条件等を定める管理計画の新規策定及び既存計画の改定が行われた。

第 48 回南極条約協議国会議における採択事項に対応するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する。

併せて、その他所要の改正を行う。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域等の変更（別記関係）

- 第 1 南極特別保護地区の地図の一部を変更する。
- 第 3 南極特別保護地区の地図の凡例を変更する。
- 第 16 南極特別保護地区の地図の一部を変更する。
- 第 20 南極特別保護地区の地図の一部を変更する。
- 第 24 南極特別保護地区の地図の一部を変更する。
- 第 50 南極特別保護地区の区域を変更する。
- 第 66 南極特別保護地区の地図の一部を変更する。
- 第 67 南極特別保護地区の地図の一部を変更する。
- 第 78 南極特別保護地区の地図の一部を変更する。
- 第 83 南極特別保護地区の区域及び地図を新たに追加する。
- 第 84 南極特別保護地区の区域及び地図を新たに追加する。

2. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（別表第 6 関係）

以下の南極特別保護地区について、認められる活動要件を変更又は追加する。

1) 第 1 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・当該地区における科学的調査及び地質学的調査について、SCAR（南極研究科学委員会）環境行動規範に従う旨を削除。
- ・当該地区への立入りを徒歩によることとする規定を追加。
- ・航空機について、ペンギン繁殖地から 930 メートル以内での離着陸の禁止を追加。
- ・航空機について、ペンギン繁殖地周辺における高度 750 メートル以下の飛行禁止を追加。
- ・当該地区内での燃料の保管禁止を追加。
- ・工作物を設置する場合の固定及び維持管理義務を追加。
- ・工作物の撤去期限及び鳥類への影響を最小限とする管理義務を追加。
- ・恒久的な工作物の設置禁止を追加。

2) 第2南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・車両及びボートを海岸線に留め置くことを追加。
- ・当該地区のうちギガンテウス島の直上空域の飛行を禁止する制限を削除。
- ・当該地区において飛行禁止となる対象航空機を一部変更。
- ・科学的調査及び管理活動における活動範囲の制限を削除。
- ・工作物を設置する場合の固定及び維持管理義務を追加。
- ・恒久的な工作物の設置禁止を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料の保管禁止を追加。
- ・長期モニタリング地点について、実施箇所を全地球測位システムで記録し、提出する義務を追加。

3) 第3南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・車両及びボートを海岸線に留め置くことを追加。
- ・当該地区内での移動を徒歩によることとする規定を追加。
- ・航空機の着陸地点を座標指定から地図指定へ変更。
- ・科学的調査又は管理活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料の保管禁止を追加。
- ・工作物を設置する場合の固定及び維持管理義務を追加。
- ・工作物の撤去期限及び鳥類への影響を最小限とする管理義務を追加。
- ・恒久的な工作物の設置禁止を追加。
- ・食料その他一切の物資の保管禁止を追加。
- ・長期モニタリング地点について、実施箇所を全地球測位システムで記録し、提出する義務を追加。

4) 第16南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・特定の地点以外からの立入りを禁止する規定を削除。
- ・高度 50 メートル以下の飛行を禁止する規定について、着陸地点周辺を除く条件を追加。
- ・科学的調査又は管理活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料その他の化学製品の保管禁止を追加。また、保管する場合は、確認を受けた緊急用備蓄庫内に保管する条件を追加。
- ・長期モニタリング地点について、実施箇所を全地球測位システムで記録し、提出する義務を追加。

5) 第20南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・車両使用時におけるコウテイペンギンの集団から 40 メートル以内への接近禁止を追加。
- ・恒久的な建築物その他の施設の設置禁止を追加。
- ・食品並びにその容器及び包装材の持込み禁止を追加。
- ・科学的調査に必要な場合を除き、当該地区内への化学薬品その他の化学製品の持込み禁止を追加。また、当該物資について確認期間中の撤去義務を追加。

- ・科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料、食料その他の物資の保管禁止を追加。また、不要となった物資の速やかな撤去義務及び恒久的な保管の禁止を追加。
- ・当該地区内において新たに発見した建築物及び予期しない事象又は環境への影響についての報告義務を追加。

6) 第 21 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・当該地区内での移動を徒歩によることとする規定を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動を行う場合を除き、船舶又はボートの航行禁止を追加。
- ・科学的調査のための必要性が行為者証に記載されている場合を除き、野生動物への接近に当たり 5 メートル以上の距離を保つ義務を追加。
- ・恒久的な測量標識及び標識を除き、恒久的な建築物その他工作物の設置禁止を追加。
- ・科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料、食料、化学物質その他の物資の保管禁止を追加。また、当該物資の確認期間中の撤去義務を追加。

7) 第 24 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・当該地区内での移動を徒歩によることとする規定を追加。
- ・船舶又はボートによる航行禁止期間を削除し、科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動を行う場合を除いて常時禁止に変更。
- ・ウェッデルアザラシ集団から 350 メートル以内への航空機の着陸禁止を追加。
- ・科学的調査のための必要性が行為者証に記載されている場合を除き、野生動物への接近に当たり 5 メートル以上の距離を保つ義務を追加。
- ・高度 600 メートル以下の飛行を禁止する規定について、指定着陸地点での離着陸又は行為者証により確認を受けた場合を除く条件を追加。
- ・科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、南極史跡記念物への立入り及び損傷の禁止を追加。
- ・恒久的な測量標識及び標識を除き、恒久的な建築物その他工作物の設置禁止を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に必要な場合を除き、当該地区への化学物質その他の化学製品の持込み禁止を追加。また、当該物資の確認期間中の撤去義務を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料、食料、化学物質その他の物資の保管禁止を追加。

8) 第 25 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・車両の使用禁止を追加。
- ・建築物その他工作物の設置に当たって、国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日の明示

義務を追加。

- ・恒久的な建築物その他工作物の設置禁止を追加。
- ・当該地区内での燃料の保管禁止を追加。

9) 第 50 南極特別保護地区（区域変更あり）

- ・当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限ることとする規定を追加。ただし、別図で示す特別区域内においては教育活動を実施することができるものとする。また、特に必要があると認められる場合に限り、別記で示すアデリーペンギン及びチンストラップペンギンのコロニー保護のための制限区域内において、ペンギンに関する科学的調査を実施することができることとする規定を追加。
- ・当該地区への立入り手段を徒歩又はボートに限定する規定を追加。
- ・当該地区への立入り人数の制限を変更。
- ・南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域における、航空機による繰返し飛行及び必要以上の低空飛行の禁止を追加。
- ・科学的調査又は管理活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料、食料品その他の物資の保管禁止を追加。また、保管する場合は、確認を受けた緊急用備蓄庫内に保管する条件と当該物資の確認期間中の撤去義務を追加。
- ・当該地区における廃棄物の処分の禁止に関し、し尿の海域への排出を除外する例外規定を削除。
- ・新規プロジェクトについて、各国のモニタリング・グループとの事前協議義務を追加。

10) 第 66 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・当該地区への立入り地点を指定する規定を削除。
- ・車両を使用する場合について、低圧タイヤ又はゴム製履帯その他これに準ずる柔軟な素材で構成された履帯の装着義務を追加。
- ・食品及びその容器又は包装材の持込み禁止を追加。
- ・当該地区内に持ち込む全ての物品について、洗浄又は滅菌による偶発的な動植物等の移入防止義務を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料、食品その他備品の保管禁止を追加。また、当該物資について、不要となった際の撤去義務及び恒久的な保管の禁止を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動のために持ち込む場合を除き、当該地区への化学物質その他の化学製品の持込み禁止を追加。また、当該物資の確認期間中の撤去義務を追加。

11) 第 67 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・当該地区における科学的調査及び地質学的調査について、SCAR 環境行動規範に従う旨を削除。

- ・毎年10月1日から翌年4月30日までの立入り禁止規定を削除。
- ・当該地区への立入りを徒歩によることとし、車両、ボート及び航空機を当該区域外に留め置く規定を追加。また、海氷を経由して接近する場合の野生生物への接近禁止を追加。
- ・12時間以上の滞在禁止規定を削除。
- ・当該地区内での車両使用を原則禁止とする規定を追加。
- ・オオフルマカモメの繁殖期（毎年9月15日から翌年4月15日まで）における航空機の着陸禁止区域に関する規定を削除し、航空機種別ごとの飛行禁止空域設定による規制に変更。
- ・工作物を設置する場合の固定及び維持管理義務及び許可有効期限前までの撤去義務を追加。また、恒久的な建築物その他施設の設置禁止を追加。
- ・オオフルマカモメへの接近距離について、科学的調査に必要な場合の例外規定を削除。
- ・少量の燃料を含む有害物質について、持込みに関する条件を追加。また、保管、取扱いの方法及び撤去に関する規定を追加。

12) 第76 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・当該地区への立入り手段を徒歩、ボート又は航空機に限定する規定を追加。
- ・測量標識及び標識を除き、恒久的な建築物その他工作物の設置禁止を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料、食料品その他物資の保管禁止を追加。また、当該物資の確認期間中の撤去義務を追加。

13) 第78 南極特別保護地区（区域変更なし）

- ・毎年10月15日から翌年2月15日までの期間について、ボートによる上陸地点を指定海岸線に限定。また、上陸地点への接近時について、ペンギンへの影響を最小限とするため低速航行義務を追加。
- ・他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に必要な場合を除き、当該地区内での燃料、食料品、化学物質その他物資の保管禁止を追加。また、当該物資の確認期間中の撤去義務を追加。

14) 第83 南極特別保護地区（新規指定）

- ・新たに南極特別保護地区を指定し、当該地区に係る要件を次のとおり定める。

- | |
|--|
| <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に限る。</p> <p>二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。ただし、野外小屋の改修や大規模な物資補給において必要がある場合においては、恒久的に氷結している場所又は雪の被覆が下層の土壌若しくは植生を保護するに足る厚さ若しくは堅固さを有する場合に限り、スノーモビルを使用することができる。</p> <p>三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区に建築物その他の工</p> |
|--|

作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

五 原則として、当該地区内に現存する建築物についてはこれを除去しないこと。

六 当該地区内では野営しないこと。

七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

十 他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は普及啓発活動に必要な場合を除き、ゴールレイ半島のフィールド小屋以外の当該地区内に燃料、食料品、その他の物資を保管しないこと。これらの物資の保管及び取扱いは、環境への偶発的な流出又は混入の防止に配慮した方法により行うこと。

十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。

十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により当該南極地域活動に係る報告書を作成し、環境大臣に提出すること。なお、長期モニタリングに関しては、実施箇所に適切な標識を設置し、かつ常に良好な状態に維持すること。また、長期モニタリングの実施箇所を全地球測位システムで記録し、提出すること。地質試料を採取した場合にあっては、採取した試料の地質学的分類、数量及び採取地点を記載すること。

15) 第 84 南極特別保護地区（新規指定）

・新たに南極特別保護地区を指定し、当該地区に係る要件を次のとおり定める。

一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。

二 当該地区内では徒歩で移動すること。

三 当該地区内では、野生生物の 5 メートル以内に近づかないこと。

四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

六 当該地区内では野営しないこと。

七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

- 十 他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に必要な場合を除き、当該地区内に燃料、食料品、化学物質、その他の物資を保管しないこと。これらの物資の保管及び取扱いは、環境への偶発的な流出又は混入の防止に配慮した方法により行うこと。
- 十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を作成し、環境大臣に提出すること。

以 上